平成二十九年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類	埼玉県の区域	一九〇円　一七〇円　一五〇円　一三〇円　一一〇円
	静岡県の区域	二五〇円　二三〇円　二〇〇円　一八〇円　一五〇円
	京都府の区域	五九〇円　五三〇円　四七〇円　四一〇円　三五〇円
	奈良県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円
二類	埼玉県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
	静岡県の区域	三六〇円　三二〇円　二九〇円　二五〇円　二二〇円
	京都府の区域	六六〇円　五九〇円　五三〇円　四六〇円　四〇〇円
	奈良県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
三類	埼玉県の区域	一九〇円　一七〇円　一五〇円　一三〇円　一一〇円
	静岡県の区域	二五〇円　二三〇円　二〇〇円　一八〇円　一五〇円
	京都府の区域	五六〇円　五〇〇円　四五〇円　三九〇円　三四〇円
	奈良県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円
四類	埼玉県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
	静岡県の区域	三六〇円　三二〇円　二九〇円　二五〇円　二二〇円
	京都府の区域	六一〇円　五五〇円　四九〇円　四三〇円　三七〇円
	奈良県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
五類	京都府の区域	七五〇円　六八〇円　六〇〇円　五三〇円　四五〇円
六類	埼玉県の区域	七五〇円　六八〇円　六〇〇円　五三〇円　四五〇円
	京都府の区域	八六〇円　七七〇円　六九〇円　六〇〇円　五二〇円

○海上保安庁告示第四十四号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する等の告示を次のように定め、平成二十八年九月三十日から施行する。

平成二十八年九月二十八日

海上保安庁長官　中島　敏

東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する等の告示

（東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第一条　東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「観音埼船舶通航信号所」の下に「（以下「信号所」という。）」を加える。

第三条（見出しを含む。）中「観音埼船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第一号中「、船舶自動識別装置又は電話」を「又は船舶自動識別装置」に改め、同項第二号ハを削り、同条第二項中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第二号イ(1)中「観音埼船舶通航信号所」及び「同信号所」を「信号所」に改める。

第七条中「並びに」を「及び」に改める。

別表電話の項を次のように改める。

電話	日本語又は英語	適時
○四六―八四三―八六二三 ○四六―八四三―八六二三 ○四六―八四三―八六二四		

（伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第二条　伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「伊良湖岬船舶通航信号所」の下に「（以下「信号所」という。）」を加える。

第三条（見出しを含む。）中「伊良湖岬船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第一号中「、船舶自動識別装置又は電話」を「又は船舶自動識別装置」に改め、同項第二号ハを削り、同条第二項中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第二号イ(1)中「伊良湖岬船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第七条中「並びに」を「及び」に改める。

別表電話の項を次のように改める。

電話	日本語又は英語	適時
○五三一―三四―一四四三		

（大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第三条　大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「、船舶自動識別装置又は電話」を「又は船舶自動識別装置」に改め、同項第二号イ(9)中「信号所」を「航路標識」に改め、同号ハを削り、同条第二項第二号イ(1)中「同信号所」を「信号所」に改める。

第七条中「並びに」を「及び」に改める。

別表電話の項を次のように改める。

電話	日本語又は英語	適時
○七九九―八一―三〇三〇 ○七九九―八一―三〇三一		

（備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第四条　備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青ノ山船舶通航信号所」の下に「（以下「信号所」という。）」を加える。

第三条（見出しを含む。）中「青ノ山船舶通航信号所」を「信号所」に改める。